

# 資料 1

提	1
総 会	1 8 0

## 提 案

日本学術会議第180回総会の開催方法について

- 1 提案者 会長
- 2 議 案 標記について、別紙について承認を求めること
- 3 提案理由 「日本学術会議第180回総会の開催方法について」(令和2年6月25日日本学術会議第293回幹事会決定) 附則の規定に基づき、第180回総会の開催方法について承認を求めるものである。

(別紙)

## 日本学術会議第180回総会の開催方法について

〔 令和2年6月25日  
日本学術会議第293回幹事会決定 〕

新型コロナウイルス感染症への感染のおそれがある状況において、日本学術会議第180回総会を開催するため、その開催方法を以下のとおり定める。

### 1. 日本学術会議庁舎内での分散開催

会員は、日本学術会議庁舎内の講堂及び複数の会議室に分散して入室することとし、日本学術会議法（昭和23年法律第121号）第24条第1項に規定する出席があるものとして扱うこととし、同条第2項に規定する出席会員として扱うこととする。

### 2. ビデオ会議による開催

1. に基づいて日本学術会議庁舎において出席する会員数が会員の二分の一に満たない場合、ビデオ会議により参加する会員についても、同条第1項に規定する出席があるものとして扱うこととし、同条第2項に規定する出席会員として扱うこととする。

### 附 則

1. この決定は、決定の日から施行する。

2. この決定は、日本学術会議第180回総会において承認を求めることとし、承認が得られなかった場合は、その効力を失う。

(参照条文)

○日本学術会議法（昭和23年法律第121号）

第二十四条 総会は、会員の二分の一以上の出席がなければ、これを開くことができない。

2 総会の議決は、出席会員の多数決による。

3 部会及び連合部会の会議については、前二項の規定を準用する。